

10 労働時間

(1) 1日の所定労働時間

常用労働者（正社員） 7時間45分，パートタイム労働者 5時間53分

「常用労働者（正社員）」の1日の所定労働時間は、平均7時間45分（前年7時間49分）となっている。

産業別では、「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業、保険業」がそれぞれ7時間17分、7時間29分と所定労働時間が短い。

企業規模別では大きな差は見られない。（図9、付表11）

「パートタイム労働者」の1日の所定労働時間は、平均5時間53分（前年5時間50分）となっている。（図10、付表12）

図9 1日の所定労働時間
常用労働者（正社員）
(N=641・事業所割合)

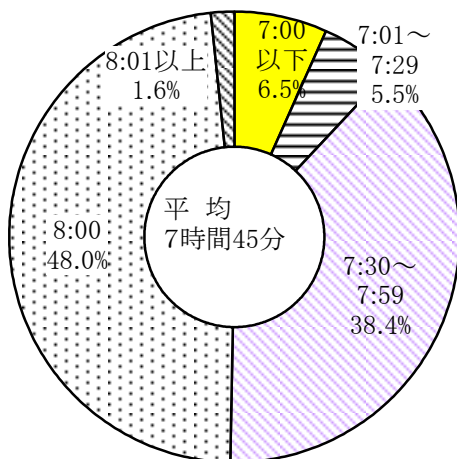
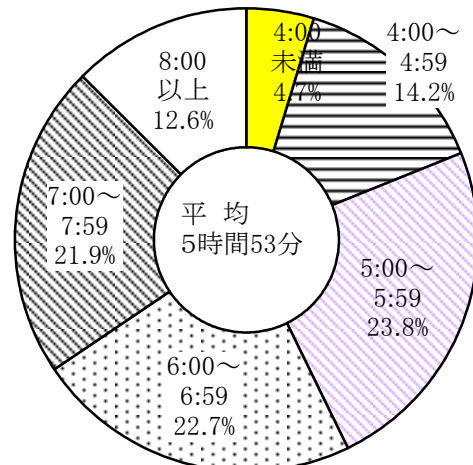


図10 1日の所定労働時間
パートタイム労働者
(N=365・事業所割合)



(2) 1週の所定労働時間

常用労働者（正社員） 39時間28分，パートタイム労働者 27時間56分

「常用労働者（正社員）」の1週の所定労働時間は、平均39時間28分（前年39時間44分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の52.9%である。産業別に見ると、「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」の平均所定労働時間がそれぞれ38時間23分、38時間27分と短い。一方、「建設業」は平均所定労働時間が40時間を超えている。

また、企業規模別では、「10~29人」が40時間を超えており、「300人以上」とは1時間10分の差がみられる。（図11、付表13）

「パートタイム労働者」の1週の所定労働時間は、平均27時間56分（前年28時間15分）となっている。（図12、付表14）

図11 1週の所定労働時間
常用労働者(正社員)
(N= 622・事業所割合)

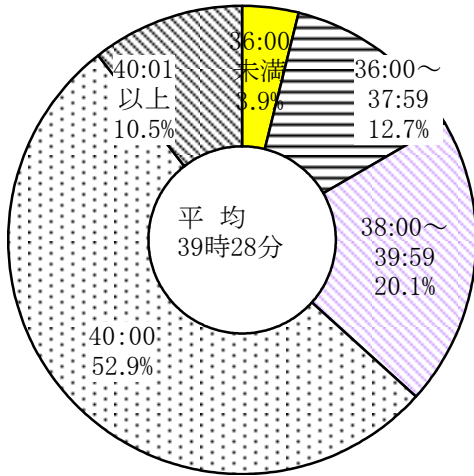
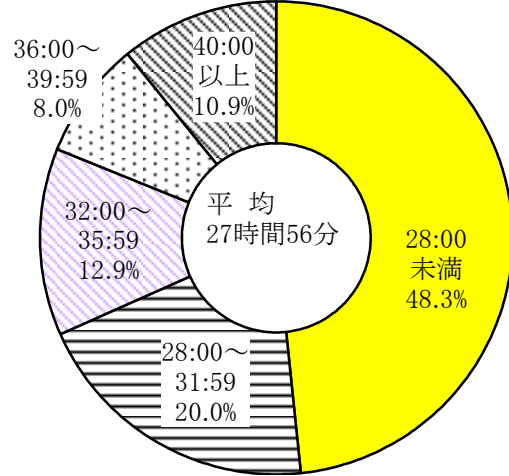


図12 1週の所定労働時間
パートタイム労働者
(N= 350・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

常用労働者(正社員) 15時間17分, パートタイム労働者7時間12分

「常用労働者(正社員)」の1か月の所定外労働時間の平均は15時間17分(前年18時間36分)となっている。

産業別では、「学術研究, 専門・技術サービス業」が最も長く27時間32分, 次いで「運輸業, 郵便業」が25時間59分となっている。一方, 「医療, 福祉」「生活関連サービス業, 娯楽業」ではそれぞれ7時間21分, 7時間30分となっている。(図13, 付表15)

「パートタイム労働者」の1か月の所定外労働時間は, 平均7時間12分(前年7時間57分)となっている。(図14, 付表16)

図13 1か月の所定外労働時間
常用労働者(正社員)
(N=514・事業所割合)

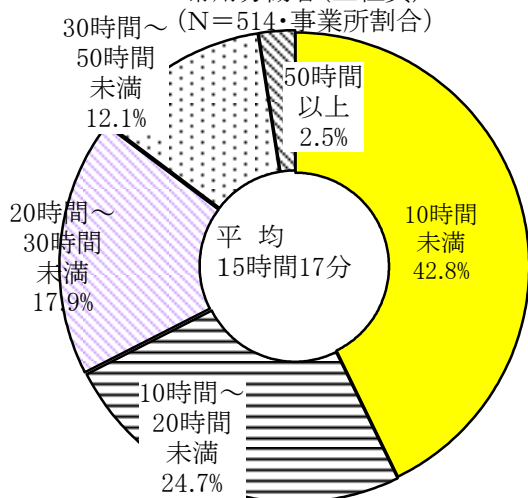
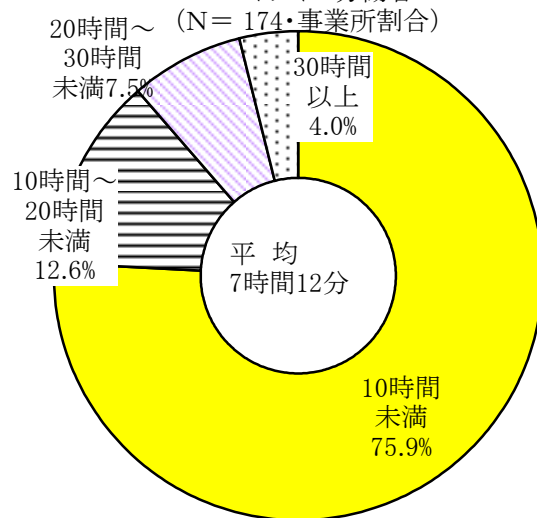


図14 1か月の所定外労働時間
パートタイム労働者
(N= 174・事業所割合)



1 1 長時間労働の状況

1か月の所定外労働時間が80時間以上となる労働者がいる事業所 5.9%

長時間労働の実態について調査したところ、1か月（平成26年7月）の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所は全体の5.9%（前年7.7%）であった。

産業別では、「学術研究、専門・技術サービス業」「情報通信業」が21.4%（前年26.9%、22.2%）と最も割合が高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が16.7%（前年0%）となっている。「卸売業、小売業」「金融業、保険業」では0%となっている。

1か月の所定外労働時間が80時間以上となっている労働者が「いる」と回答があった事業所で、1事業所当たりの労働者数は男性4.7人（同13.4人）、女性3.5人（同5.1人）となっている。

産業別では、男性は「その他」で34.5人、「運輸業、郵便業」で5.6人、女性は「その他」で3.5人、「宿泊業、飲食サービス業」で2.0人と他の産業より多くなっている。

（表11、付表17）

表11 長時間労働の状況（N=643 事業所割合・複数回答）

（単位：%、人）

		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者		1か月の所定外労働時間が80時間以上の労働者数					
		いない	いる	男性			女性		
				事業所数	人数	平均人数	事業所数	人数	平均人数
全 体		94.1	5.9	35	165	4.7	4	14	3.5
産 業 分 類	建設業	93.5	6.5	6	17	2.8	0	0	0.0
	製造業	94.1	5.9	6	9	1.5	0	0	0.0
	情報通信業	78.6	21.4	3	5	1.7	0	0	0.0
	運輸業、郵便業	86.8	13.2	5	28	5.6	0	0	0.0
	卸売業、小売業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	金融業、保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	83.3	16.7	1	1	1.0	0	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	78.6	21.4	3	13	4.3	0	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	90.0	10.0	3	8	2.7	1	2	2.0
	生活関連サービス業、娯楽業	87.5	12.5	1	2	2.0	0	0	0.0
	教育、学習支援業	92.3	7.7	1	1	1.0	1	1	1.0
	医療、福祉	94.5	5.5	3	11	3.7	1	1	1.0
	サービス業	98.1	1.9	1	1	1.0	0	0	0.0
そ の 他	95.7	4.3	2	69	34.5	1	10	10.0	
規 模 分 類	10～29人	97.1	2.9	5	20	4.0	1	1	1.0
	30～99人	91.9	8.1	12	32	2.7	1	2	2.0
	100～299人	91.9	8.1	7	22	3.1	1	1	1.0
	300人以上	93.7	6.3	11	91	8.3	1	10	10.0

1 2 週休制度

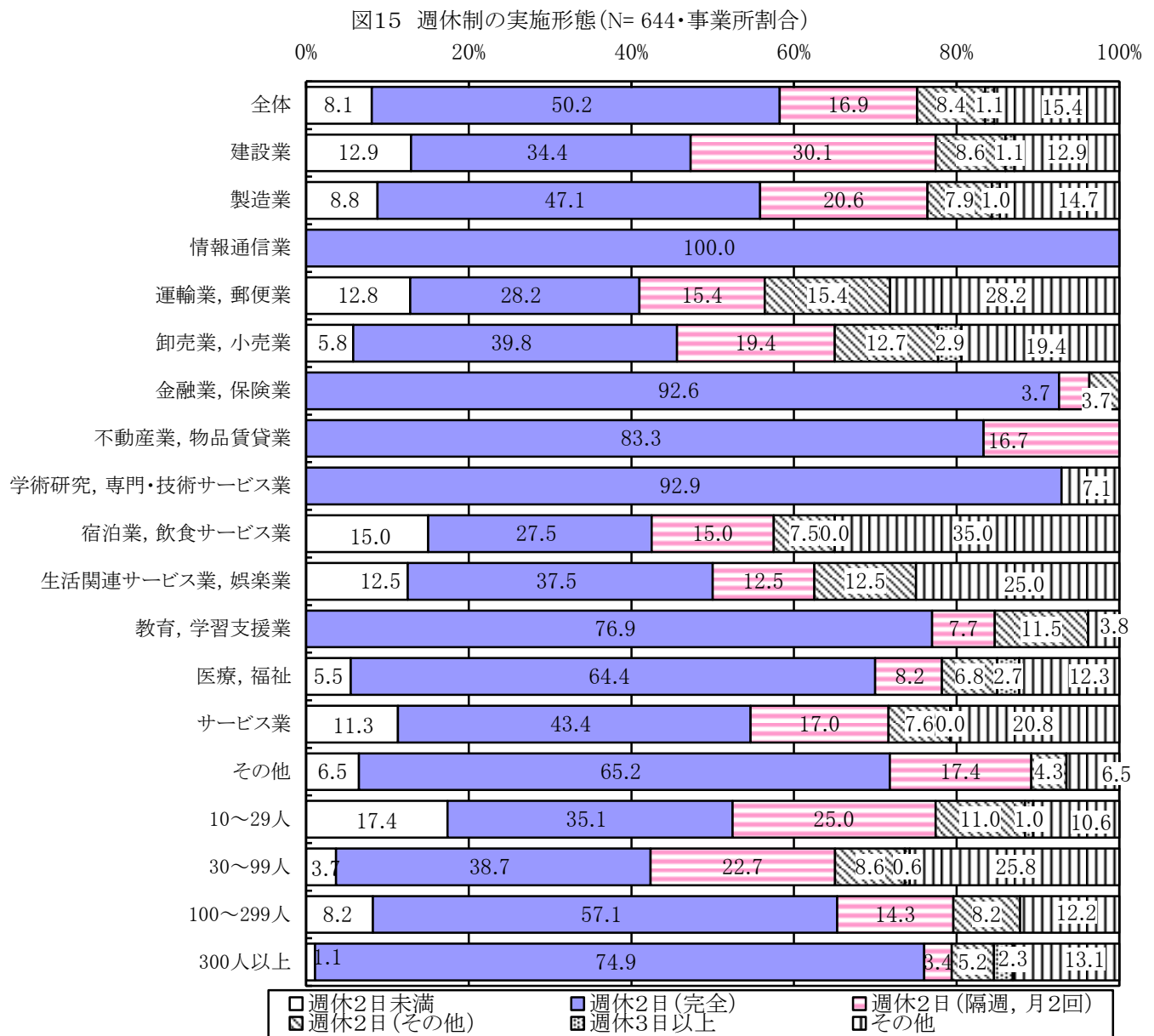
完全週休2日制 50.2%，隔週又は月2回の週休2日制 16.9%

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が50.2%（前年41.7%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が16.9%（同20.4%）となっている。

産業別では、「情報通信業」は「完全週休2日制」が100%の導入率となっている。また、「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」は、他の産業に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別特徴としては、規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の割合が高くなっている。

（図15，付表18）



1.3 変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制 33.9%, フレックスタイム制 6.7%

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の33.9%（前年37.6%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は22.2%（同18.4%）、「フレックスタイム制」実施している事業所は6.7%（同4.6%）であった。

何らかの変形労働時間制を採用している事業所は全体の59.6%で、労働時間のあり方が多様化していることがうかがえる。

産業別では、「運輸業、郵便業」で「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所の割合が、55.0%（前年60.7%）と高くなっている。

また、「フレックスタイム制」を採用している事業所の割合は、全体では6.7%であるが、そのうち「金融業、保険業」では22.2%と高い割合を示している。（表1.2、付表1.9）

表 1.2 変形労働時間制の実施状況（N=641・事業所割合・複数回答）

（単位：%）

		1年単位の 変形労働時間制	1か月単位の 変形労働時間制	1週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	裁量労働制
全 体		33.9	22.2	3.6	6.7	1.7
産 業 分 類	建 設 業	46.2	11.8	1.1	1.1	0.0
	製 造 業	42.3	13.5	1.9	9.6	3.8
	情 報 通 信 業	7.1	7.1	0.0	14.3	0.0
	運輸業、郵便業	55.0	27.5	2.5	2.5	2.5
	卸売業、小売業	41.0	31.0	4.0	6.0	2.0
	金融業、保険業	7.4	14.8	3.7	22.2	3.7
	不動産業、物品賃貸業	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	7.1	14.3	7.1	7.1	7.1
	宿泊業、飲食サービス業	30.8	38.5	10.3	10.3	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	14.3	42.9	0.0	14.3	0.0
	教育、学習支援業	38.5	11.5	7.7	0.0	3.8
	医療、福祉	22.5	36.6	5.6	1.4	0.0
	サービス業	32.1	20.8	5.7	5.7	0.0
そ の 他	10.6	19.1	0.0	14.9	2.1	
規 模 分 類	10～29人	35.4	15.5	3.4	3.9	2.4
	30～99人	44.7	19.3	5.6	3.1	2.5
	100～299人	42.4	26.3	4.0	8.1	0.0
	300人以上	17.1	30.3	1.7	12.6	1.1

1.4 年次有給休暇制度

年次有給休暇の平均取得日数（率）は8.0日（29.4%）

平成25年度（1年間）の「常用労働者（正社員）」の年次有給休暇の平均取得日数は、8.0日（前年7.5日）で、平均取得率は、29.4%（同28.4%）となっている。

取得率では、「生活関連サービス業、娯楽業」が37.6%と最も高く、次いで「教育、学習支援業」が33.9%となっている。

「パートタイム労働者」の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は18.0日（前年16.8日）、7.5日（同7.3日）、41.8%（同43.3%）となっている。（表13、付表20）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=533・事業所割合
パートタイム労働者N=221・事業所割合）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全	体	27.2	8.0	29.4	18.0	7.5	41.8
産 業 分 類	建設業	24.5	7.3	29.7	22.3	8.1	36.5
	製造業	27.2	7.8	28.8	18.9	8.6	45.4
	情報通信業	27.8	7.8	27.9	14.5	9.5	65.5
	運輸業、郵便業	26.3	8.4	31.8	15.5	7.1	45.6
	卸売業、小売業	27.4	6.9	25.0	19.4	6.0	30.8
	金融業、保険業	32.7	8.6	26.2	19.1	12.8	66.7
	不動産業、物品賃貸業	24.6	5.6	22.8	10.5	9.0	85.7
	学術研究、専門・技術サービス業	28.3	9.3	32.9	16.3	11.0	67.3
	宿泊業、飲食サービス業	21.5	4.9	22.9	16.4	4.1	24.8
	生活関連サービス業、娯楽業	25.0	9.4	37.6	24.5	7.8	31.6
	教育、学習支援業	27.1	9.2	33.9	14.6	6.8	46.8
	医療、福祉	27.5	8.9	32.6	16.2	6.6	40.7
	サービス業	27.0	8.5	31.6	19.9	8.3	41.6
	その他	31.9	9.7	30.5	16.0	9.3	58.2
規 模 分 類	10～29人	21.8	7.8	36.0	14.9	7.6	50.7
	30～99人	26.9	8.1	30.3	17.3	6.3	36.4
	100～299人	28.8	8.2	28.5	18.3	7.7	42.3
	300人以上	32.2	7.9	24.5	19.9	8.4	42.0

15 多様な休暇制度

妻が出産した場合の夫の休暇 65.3%，リフレッシュ休暇 23.3%

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「健康診断（人間ドック）休暇」は、30.8%で導入している。

「リフレッシュ休暇」は、23.3%で導入している。

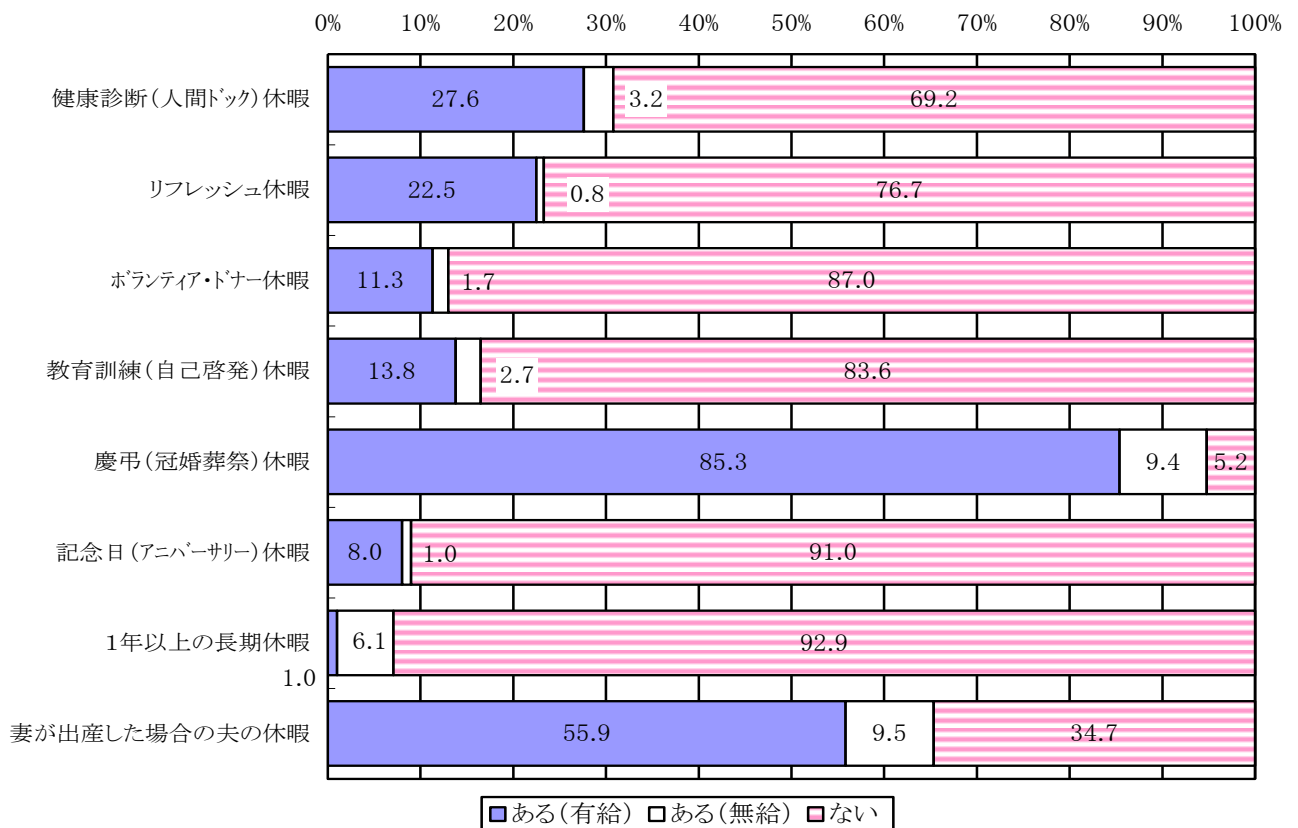
「教育訓練（自己啓発）休暇」は、16.4%で導入している。

「1年以上の長期休暇」及び「記念日（アニバーサリー）休暇」の導入は、それぞれ7.1%、9.0%と調査項目中で低率となっている。「ボランティア・ドナー休暇」の導入も13.0%と低い状況である。

「慶弔（冠婚葬祭）休暇」は、94.8%で導入しており、有給としている割合も85.3%と高くなっている。産業別では、「情報通信業」「不動産業、物品賃貸業」が100%の導入率となっている。

「妻が出産した場合の夫の休暇」は、65.3%で導入している。産業別（有給）では、「金融業、保険業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」がそれぞれ88.5%、78.6%、75.0%と導入率が高い。（図16、付表21）

図16 多様な休暇制度



16 中途採用

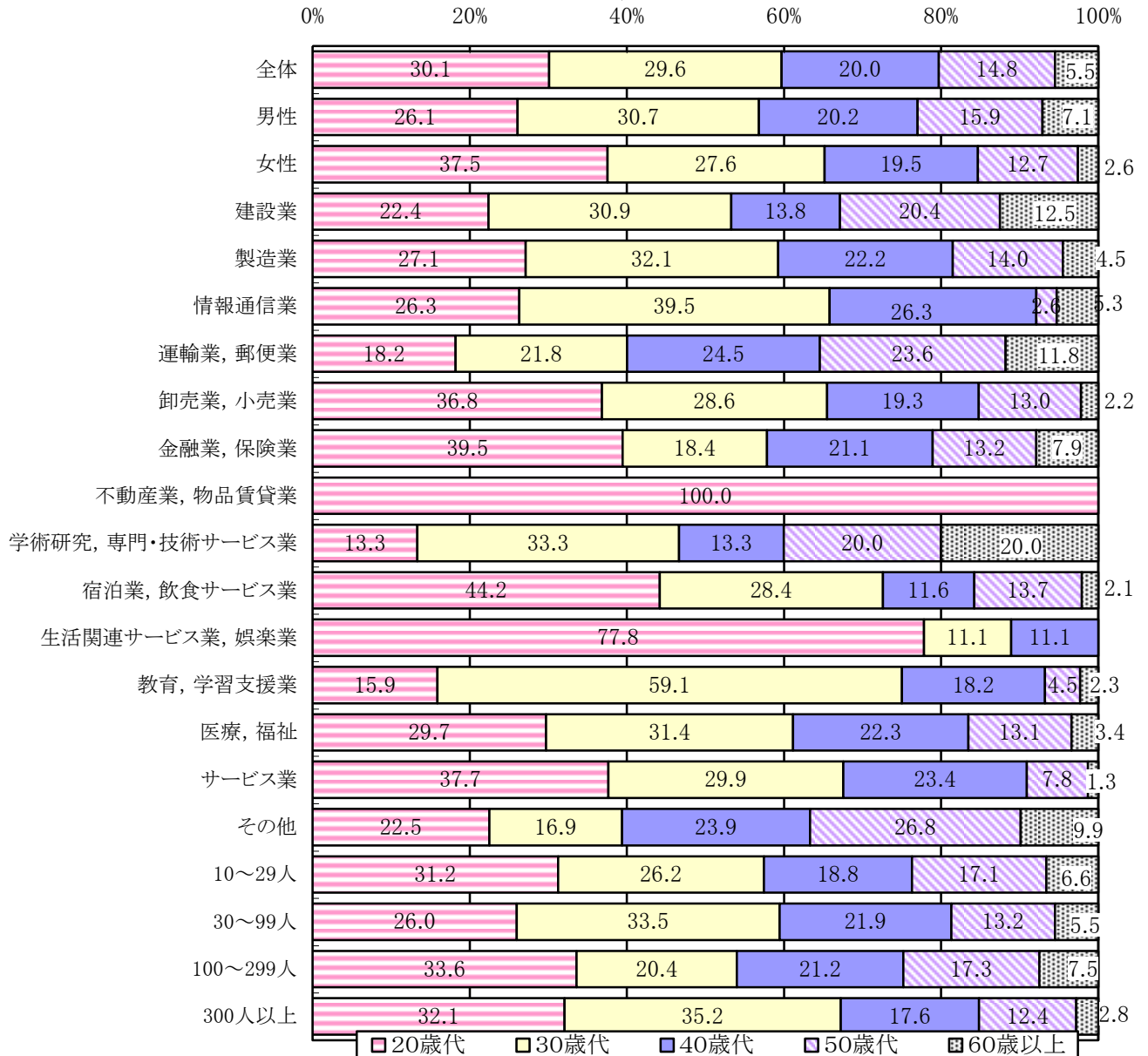
40歳代以上の中途採用者は40.3%

平成25年度（1年間）に正社員として中途採用した従業員のうち、20歳代が30.1%、30歳代が29.6%、40歳代が20.0%、50歳代が14.8%、60歳以上が5.5%となっている。

中途採用を実施した事業所の割合は46.8%（前年49.0%）となっている。

産業別では、「不動産業、物品賃貸業」「生活関連サービス業、娯楽業」で20歳代の採用がそれぞれ100%、77.8%と高く、「教育、学習支援業」では30歳代の採用が多い。「運輸業、郵便業」では、他の業種に比べ40歳代以上の採用が多い。1事業所あたりの中途採用人員では、「卸売業、小売業」が4.9人、次いで「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」が4.8人と多い。（図17、付表22）

図17 中途採用の状況(N=1,317・労働者割合)



17 定年制度と定年年齢到達者の雇用

定年制度のある事業所は91.9%

定年制度があるとした事業所は91.9%（前年88.8%）であった。産業別では、「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」で100%となっている。「製造業」「卸売業、小売業」もそれぞれ96.2%、95.1%と割合が高い。

定年年齢到達者に対する雇用促進制度については、「再雇用」が52.9%で最も多く、次いで「雇用延長」の40.9%となっている。（表14、付表23）

表14 定年制度と定年退職者の雇用促進制度（N=652・事業所割合）

（単位：%）

		定年制度		定年後の雇用促進制度				
		なし	あり	雇用延長	再雇用	再就職斡旋	その他	なし
全 体		8.1	91.9	40.9	52.9	0.8	0.8	4.7
産 業 分 類	建設業	12.0	88.0	41.5	53.2	0.0	1.1	4.3
	製造業	3.8	96.2	48.2	46.4	3.6	0.0	1.8
	情報通信業	0.0	100.0	35.7	50.0	0.0	0.0	14.3
	運輸業、郵便業	7.5	92.5	35.9	56.4	0.0	2.6	5.1
	卸売業、小売業	4.9	95.1	42.1	55.1	0.9	0.0	1.9
	金融業、保険業	0.0	100.0	20.7	79.3	0.0	0.0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	15.4	84.6	16.7	75.0	0.0	0.0	8.3
	宿泊業、飲食サービス業	20.9	79.1	54.3	40.0	0.0	2.9	2.9
	生活関連サービス業、娯楽業	25.0	75.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
	教育、学習支援業	11.5	88.5	26.9	57.7	0.0	0.0	15.4
	医療、福祉	8.1	91.9	45.3	44.0	0.0	2.7	8.0
	サービス業	9.3	90.7	38.5	59.6	0.0	0.0	1.9
そ の 他	6.1	93.9	41.7	50.0	0.0	0.0	8.3	
規 模 分 類	10～29人	18.7	81.3	49.7	41.6	0.5	0.0	8.1
	30～99人	5.5	94.5	48.3	43.0	0.0	1.7	7.0
	100～299人	1.0	99.0	43.1	56.0	0.9	0.0	0.0
	300人以上	1.7	98.3	24.2	71.1	1.6	1.1	2.1

18 高齢者雇用安定法への取組み

定年引き上げ 22.4%， 継続雇用制度導入 56.9%

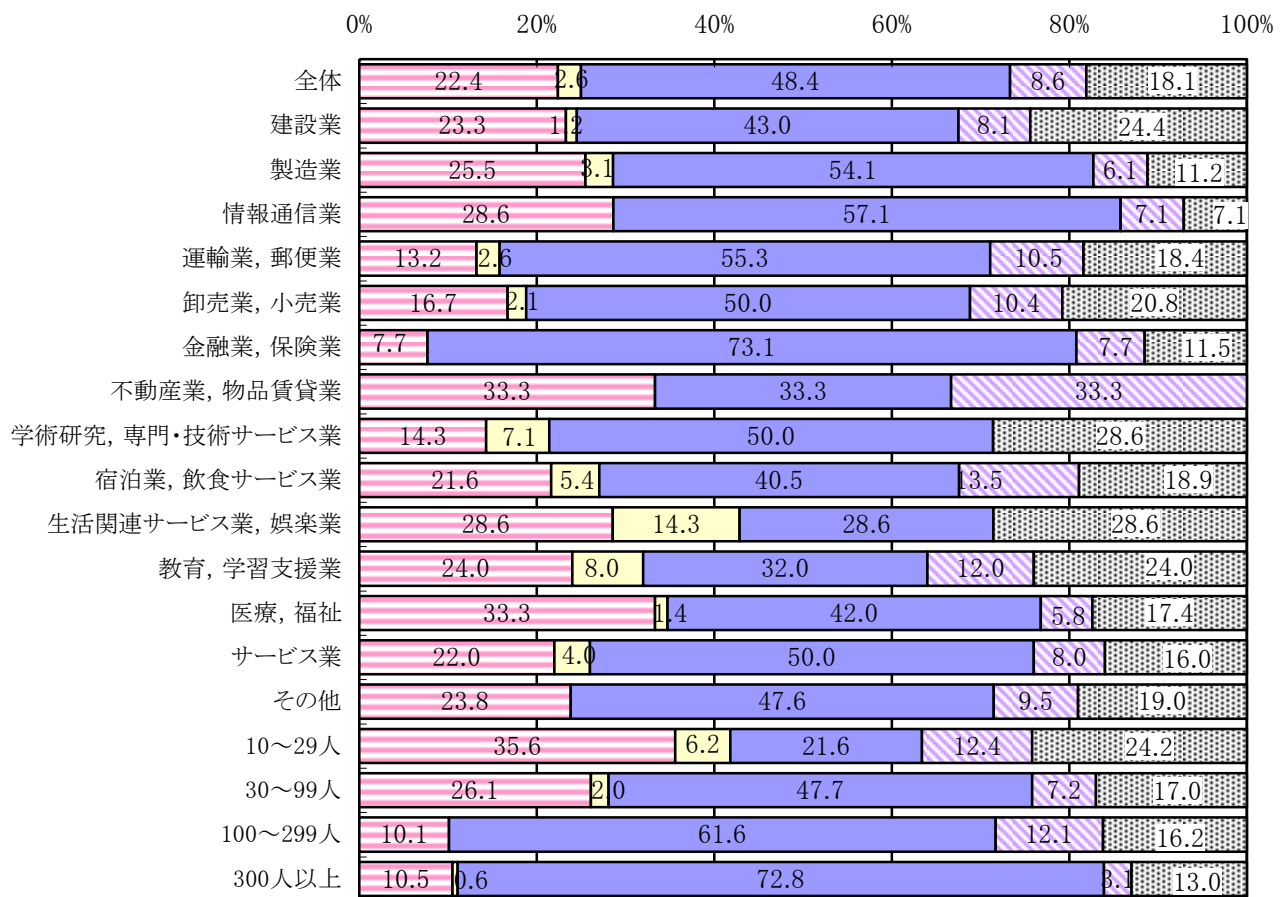
高齢者雇用安定法への取組み状況を調査したところ、「定年制を引き上げた」事業所が22.4%、「定年制を廃止した」事業所が2.6%、「継続雇用制度を導入した」事業所が56.9%（うち労使協定締結済み48.4%、労使協定未締結8.6%）、「検討中（未定）」の事業所が18.1%（前年18.6%）であった。

産業別では、「不動産業、物品賃貸業」「情報通信業」で取組の割合が高い。

企業規模別での特徴として、規模が大きくなるほど取組みが進んでいる。

（図18，付表24）

図18 高齢者雇用安定法への取組み(N=608・事業所割合)



□ 定年引き上げ □ 定年廃止 ■ 継続雇用(労使協定締結済) ■ 継続雇用(労使協定未締結) ■ 検討中(未定)

19 退職者の状況

退職理由 男性, 女性ともに「転職」

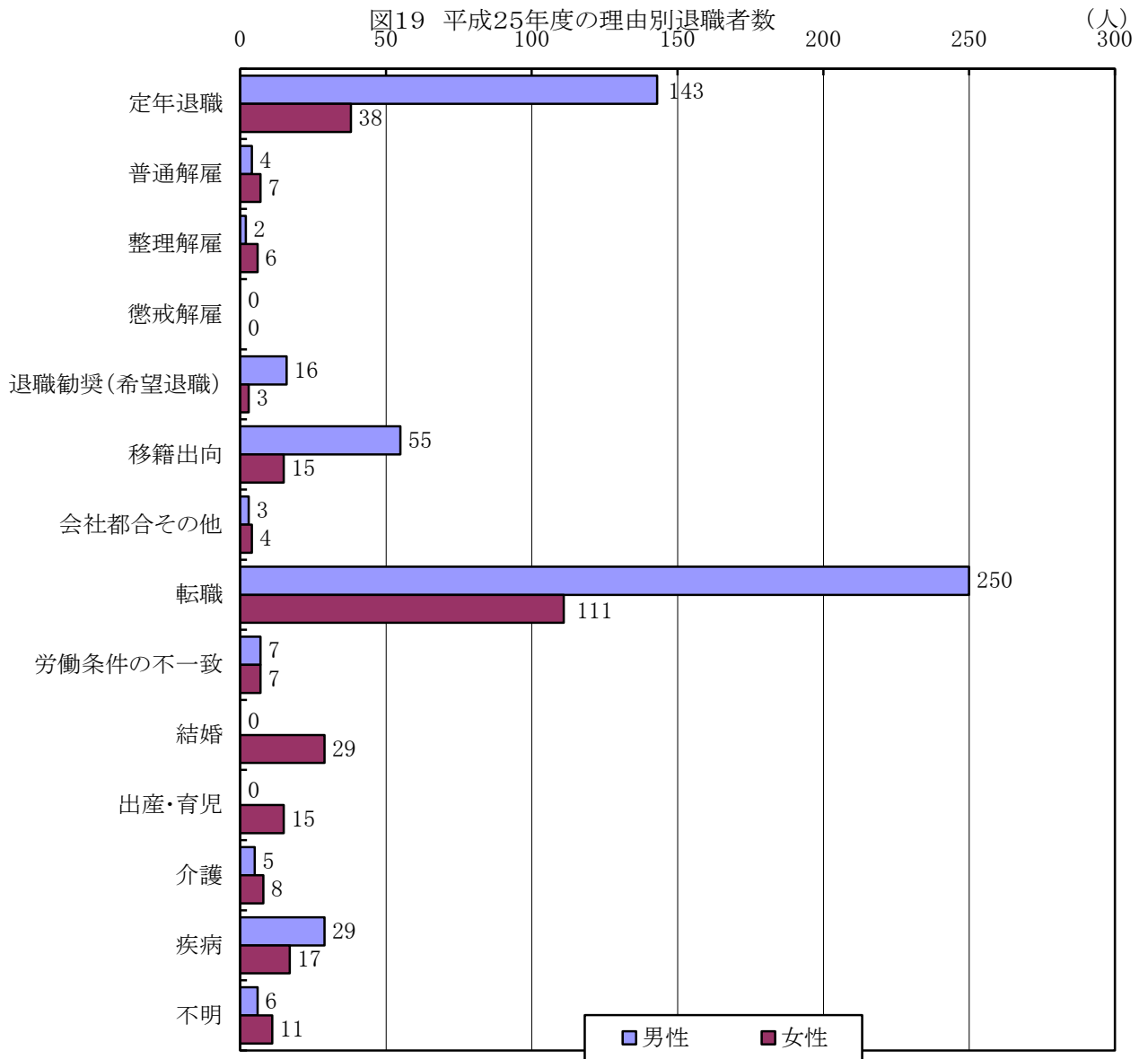
平成25年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「転職」が最も多く、次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由でも、「転職」が最も多く、以下「定年」「結婚」の順になっている。

(図19, 付表25)



20 外国人労働者及び外国人研修生

外国人を受け入れている事業所は6.2%

外国人労働者等を受け入れている事業所は6.2%（前年6.2%）となっている。
産業別に見ると、「教育、学習支援業」が26.1%（同7.7%）で割合が高い。
なお、「外国人研修生」の受け入れについては、「製造業」が多い。（表15、付表26）

表15 外国人労働者及び外国人研修生（N=610・事業所割合）

（単位：%、人）

		外国人労働者等の有無		外国人労働者等の有無					
		いない	いる	外国人労働者			外国人研修生		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全	体	93.8	6.2	32	90	2.8	7	55	7.9
業 分 類	建設業	95.4	4.6	1	1	1.0	3	15	5.0
	製造業	90.7	9.3	6	25	4.2	4	40	10.0
	情報通信業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	運輸業、郵便業	97.3	2.7	1	13	13.0	0	0	0.0
	卸売業、小売業	97.9	2.1	2	2	1.0	0	0	0.0
	金融業、保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	83.3	16.7	1	2	2.0	0	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	91.7	8.3	1	1	1.0	0	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	92.3	7.7	3	8	2.7	0	0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	75.0	25.0	2	2	1.0	0	0	0.0
	教育、学習支援業	73.9	26.1	6	23	3.8	0	0	0.0
	医療、福祉	97.1	2.9	2	2	1.0	0	0	0.0
	サービス業	94.2	5.8	3	6	2.0	0	0	0.0
その他	91.5	8.5	4	5	1.3	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	97.4	2.6	5	7	1.4	0	0	0.0
	30～99人	92.7	7.3	7	29	4.1	5	23	4.6
	100～299人	92.9	7.1	6	9	1.5	1	23	23.0
	300人以上	91.2	8.8	14	45	3.2	1	9	9.0

2 1 障害者の雇用

障害者を雇用している事業所は 20.0%

障害者を雇用している事業所は全体の 20.0%（前年 21.6%）となっている。

産業別では、「生活関連サービス業、娯楽業」が 25.0%（同 11.1%）と最も割合が高く、次いで「運輸業、郵便業」「医療、福祉」がそれぞれ 24.4%（同 37.9%）、24.3%（同 17.5%）となっている。

障害者を雇用している 1 事業所あたりの平均雇用人数は、1.9 人（前年 2.1 人）となっている。

産業別では「サービス業」が、他の産業に比べて 1 事業所あたりの障害者の雇用人数が多い。

（表 1 6，付表 2 7，2 8）

表 1 6 障害者の雇用状況（N=660・事業所数・事業所割合・人数）

（単位：所，%，人）

		障害者の雇用状況				雇用人数	
		雇用していない		雇用している		人数	1事業所平均
		事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全 体		528	80.0	132	20.0	247	1.9
産 業 分 類	建設業	77	83.7	15	16.3	23	1.5
	製造業	81	76.4	25	23.6	41	1.6
	情報通信業	12	85.7	2	14.3	2	1.0
	運輸業、郵便業	31	75.6	10	24.4	25	2.5
	卸売業、小売業	86	83.5	17	16.5	27	1.6
	金融業、保険業	22	81.5	5	18.5	8	1.6
	不動産業、物品賃貸業	5	83.3	1	16.7	2	2.0
	学術研究、専門・技術サービス業	12	85.7	2	14.3	4	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	35	79.5	9	20.5	12	1.3
	生活関連サービス業、娯楽業	6	75.0	2	25.0	6	3.0
	教育、学習支援業	22	84.6	4	15.4	8	2.0
	医療、福祉	56	75.7	18	24.3	33	1.8
	サービス業	43	76.8	13	23.2	42	3.2
その他	40	81.6	9	18.4	14	1.6	
規 模 分 類	10～29人	201	93.5	14	6.5	20	1.4
	30～55人	78	83.9	15	16.1	18	1.2
	56～99人	55	72.4	21	27.6	31	1.5
	100～299人	66	66.0	34	34.0	70	2.1
	300人以上	128	72.7	48	27.3	108	2.3